

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 5 月26日

【発行者名】 U B S ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
（UBS Fund Management（Luxembourg）S.A.）

【代表者の役職氏名】 取締役 ギルバート・シントゲン
（Gilbert Schintgen, Member of the Board of Directors）
エグゼクティブ・ボード・メンバー ジェフリー・ラヘイ
（Geoffrey Lahaye, Member of the Executive Board）

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、
J.F.ケネディ通り33A番
（33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
U B S（Lux）マネー・マーケット・ファンド - 米ドル
（UBS（Lux）Money Market Fund - USD）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
U B S（Lux）マネー・マーケット・ファンド - 米ドル
クラス F - a c c 受益証券
20億米ドル（約2,251億円）を上限とします。
（注）米ドルの円貨換算は、2017年 2 月28日現在の株式会社三菱東京 U F J 銀行
の対顧客電信売買相場の仲値（1 米ドル = 112.56円）によります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年5月26日付で海外目論見書および約款が更新されましたので、平成29年4月28日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新し訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

（注）_____の部分は訂正箇所を表します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（2）ファンドの沿革

<訂正前>

（前略）

2016年8月4日 ファンド約款変更

<訂正後>

（前略）

2016年8月4日 ファンド約款変更

2017年5月26日 ファンド約款変更

（5）開示制度の概要

<訂正前>

ルクセンブルグにおける開示

（前略）

（ロ）受益者に対する開示

ファンドの貸借対照表、財務状況等を記載した年次報告書および半期報告書は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において、受益者はこれを入手することができます。約款は、管理会社の登記上の事務所において入手することができます。

受益者に対する通知は、受益者名簿に記載された住所宛に郵送され、および／またはルクセンブルグの日刊紙に掲載され、また必要な場合、海外の日刊紙に掲載されます。

（後略）

<訂正後>

ルクセンブルグにおける開示

（前略）

（ロ）受益者に対する開示

ファンドの貸借対照表、財務状況等を記載した年次報告書および半期報告書は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において、受益者はこれを入手することができます。約款は、管理会社の登記上の事務所において入手することができます。

受益者宛の通知は、ウェブサイト（www.ubs.com/lu/en/asset_management/notifications）上で公告され、かかる通知を電子メールで受領する目的のために電子メールのアドレスを提供済の受益者に対して電子メールで送付されます。電子メールのアドレスを提供していない受益者に対しては、かかる通知を登録名簿に記載されている住所地に送付します。また、ルクセンブルグの法律もしくはルクセンブルグの管轄当局による定めがある場合、または該当する販売国において法的に義務付けられる場合にも、受益者の登録名簿に記載されている受益者の住所宛にかかる通知を郵送するか、またはルクセンブルグの法律が認める別の媒体により公告するか、その両方を行います。

（後略）

2 投資方針

（2）投資対象

<訂正前>

（前略）

各サブ・ファンドは、各サブ・ファンドの純資産額の3分の2をその名称中に列挙される通貨建てのものに投資します。各サブ・ファンドは、最大でその純資産額の3分の1まで他の通貨建てのものに投資することができますが、各勘定通貨に投資されていない組入部分は、通貨リスクに対してヘッジされなければなりません。

（後略）

<訂正後>

（前略）

各サブ・ファンドは、各サブ・ファンドの純資産額の3分の2をその名称中に列挙される通貨建てのものに投資します。各サブ・ファンドは、最大でその純資産額の3分の1まで他の通貨建てのものに投資することができますが、各勘定通貨に投資されていない組入部分は、通貨リスクに対してヘッジされなければなりません。

サブ・ファンドは、個々のサブ・ファンドの投資方針に別段の定めがある場合を除き、サブ・ファンドの純資産額の10%を上限として既存のUCITSおよびUCIに投資することができます。これらのUCITSおよびUCIは、CESRガイドライン10-049に規定されるマネー・マーケット・ファンドおよび短期マネー・マーケット・ファンドの定義に合致することを条件とします。

UCIおよびUCITSへの投資

サブ・ファンドは、その資産の少なくとも半分がその特定の投資方針に従い既存のUCIおよびUCITSに投資されるため、ファンド・オブ・ファンズの仕組みとなっています。

ファンド・オブ・ファンズの一般的な利点は、直接投資を行うファンドに比べて、より広範な分散投資またはリスクの分散にあります。ファンド・オブ・ファンズでは、投資対象（対象ファンド）も厳しいリスク分散原則に従うため、ポートフォリオ分散がその投資対象にも適用されます。ファンド・オブ・ファンズにより、投資家は、リスクを二段階に分散する商品に投資を行うことが可能となり、よって、個別の投資対象に固有のリスクを最小限に抑え、多くの投資が行われるUCITSおよびUCIの投資方針は、できる限り、ファンドの投資方針に従うことを要します。また、ファンドは、単一の商品への投資を認めており、これにより、投資家は、多数の有価証券へ間接投資を行います。

既存のファンドに投資する際、一定の手数料および費用（例えば、保管受託銀行および中央管理事務代行機関の手数料、運用／顧問報酬、ならびに投資が行われるUCIおよび／またはUCITSの発行／買戻し手数料）が何重にも発生することがあります。かかる手数料および費用は、対象ファンドおよびファンド・オブ・ファンズのレベルで請求されます。

また、サブ・ファンドは、ユービーエス・エイ・ジーまたは同社との共同経営もしくは支配を通じ実質的な直接もしくは間接保有を通じ関係する会社が運用するUCIおよび／またはUCITSに投資することができます。この場合、発行または買戻し手数料は、ファンドの受益証券の買付または買戻しについて請求されません。もっとも、UCIおよびUCITSに投資される場合、前出の手数料および費用が二重に発生します。

既存のファンドに投資する際に発生する一般費用および経費については、後記「4 手数料等及び税金」の項に記載されます。

（後略）

（５）投資制限

<訂正前>

各サブ・ファンドの投資について、以下の条件が適用されます。

１．ファンドが認可している投資

1.1 サブ・ファンドの投資は、主として、以下のものより構成されます。

（中略）

（e）満期までの残存期間が12か月以下の金融機関の当座預金または通知預金。ただし、当該金融機関はEU加盟国に登録上の事務所を置くものでなければならず、またはその登記上の事務所がEU非加盟国に所在する場合には、CS SFが欧州共同体の法律に基づくものと同等であるとみなす監督規制に従っているものとします。

（f）現金等価商品を含む金融派生商品（以下「派生商品」といいます。）で上記a）、b）およびc）に掲げる証券取引所で取引されるもの、または証券取引所で取引されない派生商品（以下「OTC派生商品」といいます。）。ただし、

（中略）

（g）規制ある市場で取引されない、2010年法第1条に規定されている短期金融商品。ただし、かかる商品の発行または発行体は投資者および投資対象の保護を規定する規則により定められており、かつ、当該商品は、以下を条件とします。

（中略）

2. リスク分散

（中略）

2.3 上記に反し、以下が適用されます。

（中略）

（d）理事会通達83 / 349 / ECの規則に基づきまたは公認の国際会計原則に従い連結財務書類を作成するという点から同一のグループ会社に属する会社は、本条に規定される投資制限の計算において単一発行体とみなされなければなりません。

（e）ただし、単一のグループ会社の有価証券および短期金融商品に対するサブ・ファンドの投資は、合計で当該サブ・ファンドの資産額の20%まで認められます。

（f）管理会社は、リスク分散を考慮して、一つのサブ・ファンドの純資産額の100%を上限として、EU加盟国もしくはその地方機関、他の公認OECD加盟国、ロシア、ブラジル、インドネシアもしくはシンガポール、または一もしくは複数のEU加盟国が加入している公的国際機関が保証または発行する様々な銘柄の有価証券および短期金融商品に投資する権限を有します。当該有価証券または短期金融商品は少なくとも6銘柄に分散されていなければならず、単一銘柄の有価証券または短期金融商品は一つのサブ・ファンドの純資産額の30%を超えてはなりません。

2.4 ファンドは、一つのサブ・ファンドの投資方針がCS SFの承認する特定の株式または債券指数に追従すると投資対象について規定している場合、当該サブ・ファンドの投資の20%を上限として単一発行体の株式および／または債券に投資することができます。ただし、

- 指数の構成が十分分散されていること、
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークであること、
- 指数が適切な方法で公表されていること

を条件とします。

かかる上限は35%ですが、これが正当化されるのは、例外的な市況、特にある有価証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場における場合です。かかる上限までの投資は、単一発行体の場合にのみ、許可されます。

第1項および第2項の制限を故意にではなく、または引受権の行使により超過した場合、管理会社は、有価証券の売却に際してかかる状況を是正することを最優先させるが、同時に受益者の最大の利益に留意しなければなりません。

新規に設定されるサブ・ファンドは、リスク分散の原則の遵守を継続することを条件に、関係当局から承認された後6か月間、規定された特定のリスク分散制限を免除されることができます。

3. 投資制限

管理会社は、以下の行為をしてはなりません。

- 3.1 継続販売について契約書による制限を遵守しなければならない有価証券を取得すること。
- 3.2 管理会社が、場合により管理会社の監督下にある他の投資信託と共同して、当該発行体の経営に重大な影響力を行使することを可能とする議決権付株式を取得すること。

3.3 他の投資信託の受益証券を取得すること。

3.4 以下を超えて取得すること。

- 単一発行体の議決権のない株式の10%
- 単一発行体の債券の10%
- 単一発行体の短期金融商品の10%

最後の2つの場合において、債務証券または短期金融商品の総額を取得時に決定することが不可能である場合、かかる証券取得に関する制限を遵守する必要はありません。

以下の場合、3.2項および3.3項の適用が除外されます。

（中略）

3.5 1.1項 f) および g) に列挙された有価証券、短期金融商品またはその他の商品の空売りを行うこと。

3.6 貴金属またはそれに関連する証書を取得すること。

3.7 不動産に投資すること、商品または商品契約を購入し、販売すること。

3.8 借入れを行うこと。ただし、

- バック・ツー・バック・ローンによる外国通貨の買付のための借入れ
- 一時的かつ当該サブ・ファンドの純資産額の10%を超えない借入れ

を除きます。

3.9 第三者のために貸付を認めまたは保証人になること。本制限は、全額払込済でない、1.1項 f) および g) に列挙された有価証券、短期金融商品またはその他の商品の購入には適用されません。

管理会社は、ファンドの受益証券が募集および販売される国々の法令を遵守するため必要である場合には、受益者の利益に留意しつつ、いつでも投資制限を追加する権限を有します。

（後略）

<訂正後>

各サブ・ファンドの投資について、以下の条件が適用されます。

1. ファンドが認可している投資

1.1 サブ・ファンドの投資は、主として、以下のものより構成されます。

（中略）

(e) 通達2009 / 65 / E C に従い認可される U C I T S の受益証券および / または2010年法に定義される E U 加盟国、もしくは E U 非加盟国に登記上の事務所を置く、通達2009 / 65 / E C 第 1 条 (2) a) および b) に規定されるその他の U C I 。ただし、

- 当該その他の U C I は、 C S S F の見解により、欧州共同体の法律に基づき適用されるものと同等の監督に服させる法令に従い承認されていること、および監督当局間の協力を確保するための適切な条項が存在すること
- その他の U C I の受益証券の所持人に提供される保護水準が、ファンドの受益証券の所持人に提供される保護水準と同等であり、特に、資産の分別保有、借入れ、貸付ならびに譲渡性のある有価証券および短期金融商品の空売りについて、通達85 / 611 / E W G に規定される要件を充足していること
- その他の U C I の事業運営活動が年次報告書および半期報告書の対象であり、報告期間中に発生した資産および負債、収益および取引について評価が行われること

- 受益証券を取得する予定のUCITSまたは別のUCIは、その約款またはその設立文書に基づきその資産額の10%を上限として他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資することができることを条件とします。

サブ・ファンドの投資方針に反する場合を除いて、かかるサブ・ファンドは、その資産額の10%を上限として、他のUCITSまたはUCIの資産に投資することができます。

- (f) 満期までの残存期間が12か月以下の金融機関の当座預金または通知預金。ただし、当該金融機関はEU加盟国に登録上の事務所を置くものでなければならず、またはその登記上の事務所がEU非加盟国に所在する場合には、ルクセンブルグの監督当局が欧州共同体の法律に基づくものと同等であるとみなす監督規制に従っているものとします。

- (g) 現金等価商品を含む金融派生商品（以下「派生商品」といいます。）で上記a）、b）およびc）に掲げる証券取引所で取引されるもの、または証券取引所で取引されない派生商品（以下「OTC派生商品」といいます。）。ただし、

（中略）

- (h) 規制ある市場で取引されない、2010年法第1条に規定されている短期金融商品。ただし、かかる商品の発行または発行体は投資者および投資対象の保護を規定する規則により定められており、かつ、当該商品は、以下を条件とします。

（中略）

2. リスク分散

（中略）

2.3 上記に反し、以下が適用されます。

（中略）

- (d) 理事会通達83 / 349 / ECの規則に基づきまたは公認の国際会計原則に従い連結財務書類を作成するという点から同一のグループ会社に属する会社は、本条に規定される投資制限の計算において単一発行体とみなされなければなりません。

ただし、単一のグループ会社の有価証券および短期金融商品に対するサブ・ファンドの投資は、合計で当該サブ・ファンドの資産額の20%まで認められます。

- (e) 管理会社は、リスク分散を考慮して、一つのサブ・ファンドの純資産額の100%を上限として、EU加盟国もしくはその地方機関、他の公認OEC加盟国、ロシア、ブラジル、インドネシアもしくはシンガポール、または一もしくは複数のEU加盟国が加入している公的国際機関が保証または発行する様々な銘柄の有価証券および短期金融商品に投資する権限を有します。当該有価証券または短期金融商品は少なくとも6銘柄に分散されていなければならない、単一銘柄の有価証券または短期金融商品は一つのサブ・ファンドの純資産額の30%を超えてはなりません。

2.4 他のUCITSまたは他のUCIへの投資は、以下の条件に従います。

- (a) 管理会社は、一サブ・ファンドの純資産額の20%を上限として単一のUCITSまたは他のUCIの受益証券に投資することができます。本投資制限の解釈上、複数のサブ・ファンドを有するUCIの各サブ・ファンドは、各サブ・ファンドが第三者に関して個々に責任を負う旨保証され得る場合、独立した発行体とみなされます。

- (b) UCITS以外のUCIの受益証券に対する投資額は、サブ・ファンドの純資産額の30%を超えることができません。投資されるUCITSまたは他のUCIの資産は、2.1項、2.2項および2.3項に記載された最大制限の計算には含まれません。

- (c) その投資方針に従いその資産の相当部分を他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に投資するサブ・ファンドについて、サブ・ファンド自体およびサブ・ファンドが投資しようとする他のUCITSおよび/またはその他のUCIが請求可能な管理報酬については、後記「4 手数料等及び税金（3）管理報酬等」の項に記載されます。

2.5 サブ・ファンドは、ファンドの一または複数の他のサブ・ファンドにより発行されるまたは発行された受益証券を買付、取得および／または保有することができますが、以下を条件とします。

- ターゲット・サブ・ファンドは自ら、当該ターゲット・サブ・ファンドに投資しているサブ・ファンドに投資しないこと。
- 取得されるターゲット・サブ・ファンドが同一のUCIの他のターゲット・サブ・ファンドの受益証券に投資できる資産の株式総数は、その英文販売目論見書または定款に従い当該資産額の10%を超えてはならないこと。
- 財務書類および定期報告書における適正評価にかかわらず、当該有価証券に付随する議決権が、当該サブ・ファンドにより保有される期間中停止されていること。
- いずれの場合にも、サブ・ファンドがこれらの有価証券を保有する限り、その価値が2010年法下における最低純資産の検証を目的とした2010年法に基づく純資産価格の計算において考慮されないこと。
- ターゲット・サブ・ファンドに投資するサブ・ファンドの水準またはターゲット・サブ・ファンドの水準のいずれにおいても管理事務／買付または買戻しに対する手数料が重複して請求されることはありません。

2.6 ファンドは、一つのサブ・ファンドの投資方針がCSFの承認する特定の株式または債券指数に追従すると投資対象について規定している場合、当該サブ・ファンドの投資の20%を上限として単一発行体の株式および／または債券に投資することができます。ただし、

- 指数の構成が十分分散されていること、
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークであること、
- 指数が適切な方法で公表されていること

を条件とします。

かかる上限は35%ですが、これが正当化されるのは、例外的な市況、特にある有価証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場における場合です。かかる上限までの投資は、単一発行体の場合にのみ、許可されます。

第1項および第2項の制限を故意にではなく、または引受権の行使により超過した場合、管理会社は、有価証券の売却に際してかかる状況を是正することを最優先させるが、同時に受益者の最大の利益に留意しなければなりません。

新規に設定されるサブ・ファンドは、リスク分散の原則の遵守を継続することを条件に、関係当局から承認された後6か月間、2.1項から2.4項までに規定された特定の制限を免除されることができます。

3．投資制限

管理会社は、以下の行為をしてはなりません。

- 3.1 継続販売について契約書による制限を遵守しなければならない有価証券を取得すること。
- 3.2 管理会社が、場合により管理会社の監督下にある他の投資信託と共同して、当該発行体の経営に重大な影響力を行使することを可能とする議決権付株式を取得すること。
- 3.3 以下を超えて取得すること。
 - 単一発行体の議決権のない株式の10%
 - 単一発行体の債券の10%
 - 単一のUCITSまたはUCIの受益証券の25%
 - 単一発行体の短期金融商品の10%

最後の3つの場合において、債務証券または短期金融商品の総額および発行済受益証券の純額を取得時に決定することが不可能である場合、かかる証券取得に関する制限を遵守する必要はありません。

以下の場合、3.2項および3.3項の適用が除外されます。

（中略）

- 3.4 1.1項（e）、（g）および（h）に列挙された有価証券、短期金融商品またはその他の商品の空売りを行うこと。
- 3.5 貴金属またはそれに関連する証書を取得すること。
- 3.6 不動産に投資すること、商品または商品契約を購入し、販売すること。
- 3.7 借入れを行うこと。ただし、
- バック・ツー・バック・ローンによる外国通貨の買付のための借入れ
 - 一時的かつ当該サブ・ファンドの純資産額の10%を超えない借入れを除きます。
- 3.8 第三者のために貸付を認めまたは保証人になること。本制限は、全額払込済でない、1.1項（e）、（g）および（h）に列挙された有価証券、短期金融商品またはその他の商品の購入には適用されません。
- 管理会社は、ファンドの受益証券が募集および販売される国々の法令を遵守するため必要である場合には、受益者の利益に留意しつつ、いつでも投資制限を追加する権限を有します。

（後略）

4 手数料等及び税金

（4）その他の手数料等

<訂正前>

（前略）

個々のサブ・ファンドに起因するすべての費用は、当該サブ・ファンドが負担します。

クラス受益証券に起因する費用は、当該クラス受益証券が負担します。数個またはすべてのサブ・ファンド/クラス受益証券に関する費用は、当該サブ・ファンド/クラス受益証券の純資産価額に按分して負担されます。

運営費用の詳細は、主要な投資家向け資料に記載されています。

2016年10月31日に終了した会計年度に、サブ・ファンドは、以下のその他費用を支払いました。

サブ・ファンド名	その他の費用
U B S (Lux) マネー・マーケット・ファンド - 米ドル	526,952.33米ドル

上記手数料等は、一部の費用等が実費となる場合があるため、これらを合計した料率または上限額等を表示することができません。

（後略）

<訂正後>

（前略）

個々のサブ・ファンドに起因するすべての費用は、当該サブ・ファンドが負担します。

クラス受益証券に起因する費用は、当該クラス受益証券が負担します。数個またはすべてのサブ・ファンド/クラス受益証券に関する費用は、当該サブ・ファンド/クラス受益証券の純資産価額に按分して負担されます。

各サブ・ファンドの投資方針の条項に基づき他のUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドについて、サブ・ファンドおよび当該対象ファンドの双方において、費用が発生することがあります。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬の上限は、全ての販売手数料を考慮し3%です。

管理会社自ら、あるいは共同経営もしくは支配または実質的な直接もしくは間接の保有を通じ、直接もしくは間接に運用している投資信託の受益証券への投資の場合、対象ファンドのサブ・ファンドの持分に対して、対象ファンドの発行または買戻手数料が請求されないことがあります。

運営費用の詳細は、主要な投資家向け資料に記載されています。

2016年10月31日に終了した会計年度に、サブ・ファンドは、以下のその他費用を支払いました。

サブ・ファンド名	その他の費用
U B S（Lux）マネー・マーケット・ファンド - 米ドル	526,952.33米ドル

上記手数料等は、一部の費用等が実費となる場合があるため、これらを合計した料率または上限額等を表示することができません。

（後略）

第2 管理及び運営

2 買戻し手続等

<訂正前>

（イ）海外における買戻し手続等

（前略）

適用法令に従い、買戻し手取金の支払を委託されている保管受託銀行および／または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの勘定の通貨および買い戻される受益証券クラスの通貨以外の通貨により支払うことができます。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定されます。投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担します。これらの手数料と、各販売国で発生するいずれかの公租公課、手数料およびその他の費用は、各投資者に請求され、買戻し手取金から控除されます。上記にかかわらず、中国元建て受益証券の買戻し手取金の支払は中国元のみでなされるものとします。投資家は、中国元以外の通貨で買戻し手取金の支払を請求することはできません。

販売が行われる国で発生する税金、手数料およびその他の報酬も請求されます。

買戻し手数料は課されません。

純資産価格の動向は、買戻し価格が投資者の支払う発行価格より高いかまたは低いかにより決定します。

大量の買戻し請求が行われる場合、保管受託銀行および管理会社は、これに相当する必要なファンド資産が遅滞なく売却されるまでの間、買戻し請求の処理を遅らせることができます。かかる処理が必要な場合、同日に受領されたすべての買戻し請求は同一価額で計算されます。

現地の支払事務代行会社が、最終投資家のためにノミニー・ベースで、取引業務を行います。当該業務にかかる費用は、投資家に請求される場合があります。

受益者から要請がある場合、管理会社は、自己の裁量により、現物（全部または一部）による買戻しを投資家に提供することができます。かかる場合、現物で買い戻された元本は、当該サブ・ファンドの投資方針および投資制限と一致しなければなりません。また、かかる支払は、管理会社により任命された監査人により監査されるものとし、残存する受益者に悪影響を及ぼしてはなりません。関連費用は投資家によって支払われます。

なお、受益証券の販売および買戻しに共通して適用される条件については、前記「1 申込（販売）手続等（イ）海外における申込（販売）手続等」をご参照下さい。

（後略）

<訂正後>

（イ）海外における買戻し手続等

（前略）

適用法令に従い、買戻し手取金の支払を委託されている保管受託銀行および／または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの勘定の通貨および買い戻される受益証券クラスの通貨以外の通貨により支払うことができます。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定されます。投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担します。これらの手数料と、各販売国で発生するいずれかの税金、手数料およびその他の費用（例えば、関連する銀行により課される費用）は、各投資者に請求され、買戻し手取金から控除されます。上記にかかわらず、中国元建て受益証券の買戻し手取金の支払は中国元のみでなされるものとします。投資家は、中国元以外の通貨で買戻し手取金の支払を請求することはできません。

販売が行われる国で発生する税金、手数料およびその他の費用（関連する銀行により課される費用を含みます。）も請求されます。

買戻し手数料は課されません。

純資産価格の動向は、買戻価格が投資者の支払う発行価格より高いかまたは低いかにより決定します。

大量の買戻請求が行われる場合、保管受託銀行および管理会社は、これに相当する必要なファンド資産が遅滞なく売却されるまでの間、買戻請求の処理を遅らせることができます。かかる処理が必要な場合、同日に受領されたすべての買戻請求は同一価額で計算されます。

現地の支払事務代行会社が、最終投資家のためにノミニー・ベースで、必要な取引業務を行います。
支払事務代行会社の業務費用および関連する銀行により課される費用は、投資家に請求される場合があります。

受益者から要請がある場合、管理会社は、自己の裁量により、現物（全部または一部）による買戻しを投資家に提供することができます。かかる場合、現物で買い戻された元本は、当該サブ・ファンドの投資方針および投資制限と一致しなければなりません。また、かかる支払は、管理会社により任命された監査人により監査されるものとし、残存する受益者に悪影響を及ぼしてはなりません。関連費用は投資家によって支払われます。

なお、受益証券の販売および買戻しに共通して適用される条件については、前記「1 申込（販売）
手続等（イ）海外における申込（販売）手続等」をご参照下さい。

（後略）